

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和元年 6月26日

和歌山県知事 殿



提出者 株式会社 保田組  
 住 所 和歌山県有田市辻堂446  
 氏 名 代表取締役 北畑 忍  
 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
 電話番号 0737(82)5211

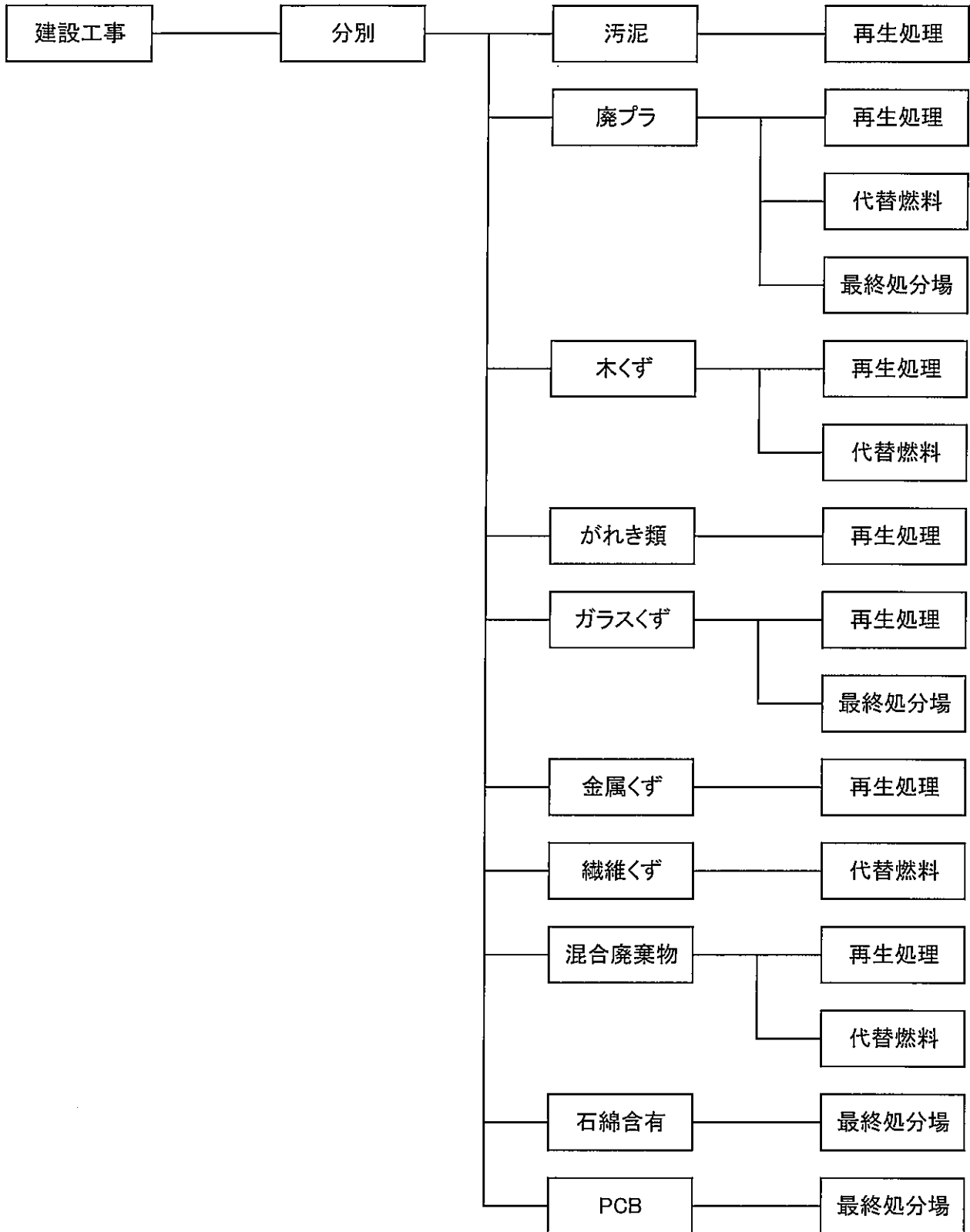
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社 保田組
事業場の所在地	和歌山県有田市辻堂446
計画期間	平成31年4月1日～令和2年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	6 総合工事業
② 事業の規模	元請完成工事高 3,562,016千円
③ 従業員数	30人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙のとおり

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
  - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
  - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
  - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
  - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
  - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
  - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
  - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
  - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
  - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
  - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
  - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
  - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
  - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
  - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物の一連の処理工程



管理体制図

本 社	作 業 所	運 搬 業 者	処 理 業 者	
<p>委託契約締結</p> <p>マニフェストの購入</p> <p>全作業所の処理実績 集計</p> <p>処理実績集計を行政 に報告</p> <p>記録の保存 5年</p>	<p>計画書の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 再生利用計画書</li> <li>・ 再生利用促進計画書</li> <li>・ 廃棄物処理計画書</li> <li>・ 分別解体等の計画等</li> </ul> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>委託業者の選定</p> <p>運搬・処理委託契約</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>マニフェストの交付、A,B2,D,E票 確認・管理</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>処理実施の報告</p>	<p>運搬契約</p> <p style="text-align: center;">運 搬</p>	<p>処理委託契約</p> <p>最終処分の確認</p> <p>マニフェストの返送及び 保存 5年</p>	
	↓			
			→	
			←	
				→
				←



